

令和5年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨  
第一期入試 民法

第1問

【出題趣旨】

民法の基本的な概念について、一応の理解を問うものである。

【採点基準】(各4点)

意思能力、典型契約、対抗要件、間接強制、集合物、同時履行、留置権、因果関係、特別代理人、遺留分

第2問

【出題趣旨】

民法の基民法の基本的な概念について、その概念の意義(なぜ、そのような概念が必要か、何を目的とする概念化)をきちんと理解できていることを確認するものである。

(1)は、賃貸借契約における信頼関係破壊の法理についてであるが、そのような法理を用いないときには、民法上、どのような帰結になるのかを示し、そのうえで、そのような帰結をなぜ避けなければならないかを踏まえた上で、信頼関係破壊の法理について説明する必要がある。

(2)は、民法177条について、そこにいう第三者が、「当事者もしくはその包括承継人以外の者で、不動産物権の得喪及び変更の登記欠缺を主張する正当の利益を有する者」であるというだけでなく、なぜ、そのような定式化がされるのかを具体的なレベルで理解できていることを示す必要がある。

【採点基準】

(1)

債務不履行解除の原則的な規律について	3
信頼関係破壊の法理の内容について	4
信頼関係破壊の法理が用いられる理由について	10
その他(信頼関係破壊の法理により、債務不履行がなくても解除が認められることがあり得ることなど)	3

(2)

民法177条の規律の一般的な意味	5
同条の「第三者」についての定義	5
なぜそのように定義されるかを、不法占拠者という類型に即して説明すること	

### 第3問

#### 【出題趣旨】

他人物賃貸借が生じているときについて、それぞれの法的地位を的確に分析し、論理立てて説明できることが求められる。結論としては、判例と同じである必要はないし、関係しそうに思われる判例（たとえば、最判昭和51年2月13日民集30巻1号1頁や最判平成9年2月25日民集51巻2号398頁）が、本件に直接適用されるとは限らない。

また、A、B、Cの法律関係を問われているのだから、AB間、BC間、CA間について論じる必要がある。

#### 【採点基準】

AB間：他人物賃貸借としての有効性	2
AB間の賃貸借契約の終了時点	5
終了前に支払われた賃料についての不当利得の成否	5
債務不履行による損害賠償請求	2
その他	2
BC間：Bの明渡義務の存否	5
Bの不当利得の成否	5
その他	2
CA間：Aの明渡義務の存否	5
Aの不当利得返還義務あるいは損害賠償義務の発生時点と額	5
その他	2